

23高財政第243号
平成23年10月13日

各 部 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長 様
議 会 ・ 各 委 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長

副 知 事

平成24年度の予算編成に当たっての基本的な考え方について（通知）

国においては、「財政運営戦略」に基づく財政健全化に向けた取り組みや、東日本大震災からの復旧・復興、「社会保障と税の一体改革」等における税制改革の論議等が進められています。このため、これまで以上に国の動向を注視し、積極的な情報収集に努め、来年度の予算に確実に反映していく必要があります。

平成24年度は本県の経済体質を抜本的に強化するための産業振興計画が次のステージに入ることから、3年間の取り組みにより見えてきた新たな課題や残された課題の解決に向け、より高いレベル、より広がりのある産業の振興を目指してさらなる挑戦を行っていかねばなりません。

また、県政の最重要課題である南海地震対策については、県民の皆様の安全度が一日一日と高まることを目指し、引き続き抜本強化に取り組む必要があります。

さらに、依然として厳しい県経済や雇用情勢に配慮した経済対策の継続はもとより、「日本一の健康長寿県づくり」や「教育の充実と子育て支援」など、5つの基本政策の総括を踏まえた見直しと乗り越えるべき課題への対応にしっかりと取り組んでいくとともに、これらの基本政策に横断的に関わる中山間地域の総合対策についても重点的に取り組む必要があります。

一方で、本県の財政状況は、現時点での試算では中期的な財政運営に一定の目処が立っているとはいえ、今後の国の動向も含め先行きは非常に不透明です。このため、平成24年度予算編成に当たっては、引き続き事業の実効性の検証を行い、県民サービスの確保に向けて予算の重点化を図るとともに、財源不足額の圧縮や県債残高の抑制に努め、財政健全化を進めていく必要があります。

職員一人ひとりがこうした状況を十分認識したうえで、下記の基本的な編成方針に沿って、人員と予算の両面から大胆な見直しに取り組んでください。

記

1 県民サービスの確保と財政健全化の推進の両立を図る予算編成

- (1) 平成24年度予算編成においては「5つの基本政策推進加速化枠」を撤廃した上で、各部局の裁量的経費を拡大することとしますので、PDCAサイクルを通じて徹底した見直しを行い、具体的な成果を追求して、実効性のある事業の構築に努めてください。
- (2) 国においては「中期財政フレーム」を前提に、無駄づかいの根絶や不要不急な事務事業の徹底的な見直しを通じ、歳出全般にわたる改革を進めています。県においても原点に立ち返り、事業の実効性や費用対効果、優先順位を検証し、事業の必要性について県民の皆様には十分説明できるように努めてください。
- (3) 裁量的経費に係る予算額の総額については、今回も予算見積限度額を設けますので、これまで以上に各部局で事業の優先度を的確に判断して、予算の重点化と効率化に努めてください。また、財源を最大限有効に活用する観点から、予算執行や決算の状況、監査結果などを確実に予算見積りに反映させてください。併せて、事業の執行を常に見据えて、事前にニーズの把握に努めるとともに、市町村及び関係団体等との調整を確実に行ってください。
- (4) 投資的経費のうち公共事業については、事業の厳格な選択と継続事業の見直し、さらには公共工事のコスト縮減への取り組みを徹底する一方で、全国でも遅れたインフラ整備を加速するため、安全・安心な暮らしを支える命の道や、産業振興、観光など地域活力の向上を図る上で必要な基盤整備を集中的に行い、事業量の確保にも努めてください。
- (5) 公的サービスの分野は、民間の力を活用できる開かれたものであり、今後も県民の皆様との協働を進めていく必要があります。そのため、引き続き行政組織の効率化に努めるとともに、委託がなじむと判断できる業務については積極的に外部委託を推進してください。
- (6) 公社等外郭団体に関する予算については、改革に係る基本方針やその後の状況を踏まえ、各団体の財政状況を精査した上で、自主財源の確保や管理的経費の縮減といった観点から見直しに取り組んでください。
- (7) 特別会計の予算に関しても、事業の効率化や経費の徹底した見直しに併せて、一般会計からの繰入を抑制するなど、一般会計の負担の軽減に努めてください。

2 P D C Aサイクルによる継続的な業務改善

施策をより一層充実・加速させるもの、より良い方向へと軌道修正するもの、大胆に見直しを図るものなどP D C Aサイクルによる見直しを行うとともに、議会での議論、関係団体や「対話と実行」座談会、産業振興計画フォローアップ委員会などの意見も踏まえた事業となるよう、継続的に業務改善に取り組み、その結果を予算に反映してください。

3 予算見積限度額の例外について

予算の見積りに当たっては、従来どおり予算見積限度額の範囲内で計上することを基本としますが、南海地震対策を推進するため重点的に実施する事業(新規事業あるいは継続事業の拡充分等) や国の経済対策により積み立てられた基金事業終了後も引き続き必要な事業、年度間の経費に大きな差があるものなど、真にやむを得ないと認められるものについては、予算見積限度額を超えて見積もることができるものとし、当初予算編成の過程で事情を考慮したうえで、別途調整することとします。

4 その他

- (1) 国の予算の大幅な見直しや地方財政計画などの動向を見極めつつ、的確な予算の見積りを行い、年間総合予算として編成してください。
- (2) 県税や使用料・手数料などの収入未済額の縮減、貸付金等の債権管理の徹底、あるいは遊休財産の処分計画に沿った売却の促進に努めるなど、財源の確保に積極的に取り組んでください。